

藤澤明寛

「ローマ帝国下の穀物供給

— Cura annonae について —

文学研究科歴史学専攻博士前期課程一年

相川健太

I. 穀物供給の研究史

はじめに
自分は、古代ローマの貨幣から経済体制を調べているが、古代において貨幣が本当に現代の様に日常的に使われていたのかは疑問である。この疑問についてはK.グリーン氏も同様に指摘しているため、視点を穀物に広げて考察しようと思う。

今回は、藤澤明寛氏の「ローマ帝国下の穀物供給—Cura annonaeについて—」を用いて古代ローマの経済の一端を掴んで行きたい。

藤澤氏は、食糧確保の問題は人類の歴史を通じて常に最大の問題の一つであり、この問題は古代ローマ帝国においても同様であり、古代ローマの経済は家内経済の範囲内で必要な物を確保するという「閉鎖的家内経済」であったが、帝政期のローマにおいてはやパン焼きは専門のパン屋に依存していた。この事がSSら、ある程度の「家内経済の変貌」はしていたのではないかと述べている。

藤澤氏は穀物供給システムを①穀物需要と穀物生産、②運搬と貯蔵、③都市ローマでの穀物の市場販売と配給制度、④国家と商人の

関係、という4つの段階から考察しているので、本論文は藤澤氏が④国家と商人の関係の中で一括りにまとめていた穀物供給に携わった人員についてと被解放自由人の団体の項を分かりやすい様に、2つに分けた他は藤澤氏の論文に沿う形でまとめた。

穀物供給に関する研究史は、O.Hirschfeldから始まり時代的にはM.Rostovtzeff H.Pavis d'Escurac' G.Rickmanへ続いている。また、M.Rostovtzeffの研究が20世紀初頭を代表し、G.Rickmanが最近の研究である。これらの研究は、具体的に穀物供給が如何に行われていたかという供給システム自体についての記述である。M.Rostovtzeffの研究では、各属州での穀物生産、穀物商業、穀物の価格、穀物税、特別な穀物税、穀物輸送の方法、ローマ市における穀物の無料配給制度、ローマ市以外の帝国の都市における穀物供給においての問題がそれぞれ取り上げられている。G.Rickmanは穀物供給史を共和政期、帝政期に分け、個別の問題として穀物生産、運搬、貯蔵、価格、配給制度について述べている。

しかし、これらの研究の間には穀物供給全体を扱った研究は見られない。

穀物供給に付随する様々な問題に関しては、地中海地域における各属州内の商業活動、各属州とイタリアの商業取引と航路に関してM.Charlsworthの研究があり、各属州からの様々な商品の荷揚げを

行つたローマの外港オステイアとその町についてはR.Meiggsの研究があり、L.Cassonは古代地中海海上、河川での軍艦や運搬船の種類や構造、その船舶の乗組員に関して研究している、また穀物供給に関する国家介入の視点から、穀物商人が国家管理の下にあつたか否かという問題をP.Baldacciが研究している。

II. 穀物需要と穀物生産

都市ローマにおいての穀物需要は人口の算定によるが、藤澤氏は100万人と考えている。さらに年間に消費する全食糧の75%を小麦に依存すると成人男性が年間に消費する小麦の量は200kgになる。ここでさらに子供や女性の事を一切考慮しなければ、年間小麦消費量の200kgの100万人分で、都市ローマが年間に消費する小麦の送料は20万tになる。

以上の膨大な小麦がどこから輸入されたかという問題については、共和政期と帝政期とでは大きく異なる。これは、都市ローマの発達程度とイタリアにおける農業形態の変化によるものであり、基本的には都市ローマの発達に伴う人口増加と食糧需要の増加に見合う穀物供給が都市ローマとその周辺では、あるいはイタリア本土では不可能になったことによる。

共和政期にはイタリア本土、あるいはシチリアからの供給が最も重要であったが、共和政末期から帝政期にかけては海外属州、特にアフリカとエジプトが最大の供給地となつた。シチリアは帝政期に

都市ローマに対する重要な供給地としての地位を、アフリカとエジプトに譲つた。

この事から帝政期のシチリアにおける農業の疲弊が言われる事があるが、実際はイタリア全体で考えると決して疲弊していたわけではない。属州化されたアフリカは、カルタゴの農業の伝統を引き受けた豊穣さを維持した。しかし、穀物生産可能な地域は極めて限られ、北アフリカの一部、特にカルタゴの後背地であり、降雨量の関係から穀物生産よりもオリーブなどの果樹栽培が行われていた。

土地所有に関しては、大土地所有が共和政期から帝政期にかけて元老院議員によって行われていたが、ネロ帝以降は皇帝による土地所有が進んだ。

エジプトはローマの属州になつて以降も、以前のプトレマイオス朝の行政制度が受け継がれ、さらに経済的・軍事的重要性から皇帝属州とされ、地中海地域では特殊な地域となつた。

以上の2つの地域においては徐々に皇帝自身によって確保出来る穀物量が増加した事は、供給の安定化と後述する国家と商人の関係の変化に大きく影響することになる。アフリカとエジプトからそれぞの小麦がどれほど都市ローマに輸出されていたか不明だが、都市ローマの年間穀物需要を40000モディウスと仮定し、これにFravious Iosephusの記述を参考すれば、アフリカは2700万モディウス、エジプトは1800万モディウスと考える事も可能である。

III. 穀物の運搬と貯蔵

穀物の運搬と貯蔵に関して、国家の穀物供給に対する配慮 cura annonae の視点から重要なのはオステイア港の建設である。各属州で生産された穀物は海上輸送された。穀物運搬に限らず、ローマ世界では物資の輸送は可能な限り水上運搬された。これは陸上運搬においては、道路網が元々軍用目的に造られたことや馬具が未発達であつたために荷物が軽い物に限られていたからである。

穀物の海上輸送は通常の商戦で行う事は出来ず、吸湿による穀物の膨張を防止するために船倉には完全な防水が施される必要があるなど、穀物運搬の条件を満たさなければならなかつた。穀物運搬船の規模は約5万モディウス(340t)程度であつた。

地中海における海上航海な期間は最大8月上旬から11月上旬であり、それ以外の時期は極めて危険な航海であった。航路は北西風を避けるためにアレキサンドリアからローマに向かう航路は、アレキサンドリアからキュプロス、小アジアの沿岸、ロドスあるいはクニドスに向かい、マルタ、マッシナに向かう航路、または、アレキサンドリアから北アフリカ沿岸、キュレネー、アフリカに向かい、イタリアに到る航路の2通りあつた。距離は両方とも1400海里、航海の日数は気象条件によるが、1か月から2か月も掛かる事もあつた。アフリカとイタリアの間の距離は270海里、日数は8日程度であり、航海に関してはそれほど問題ではなかつた。

海上輸送された穀物は、最終的にイタリアのオステイアに荷揚げ

された。オステイアはティベリス河の河口に位置し、元々河川港があつたがローマの経済的発展に伴い新たな新港がクラウディウス帝により、河川港から北へ3km離れた小さな湾に建設された。この新港は砂の堆積が起こりやすい場所であつたためトラヤヌス帝はクラウディウス帝の港の奥に新港を正六角形の新港を建設し両港を運河で結んだ。

また、オステイアに新港が出来る前は、大型の穀物運搬船はブテオリ港に入港していたが、新港完成後は直接オステイアに入港する様になり、プリオリは単なる地方港となつた。

穀物貯蔵施設は、小麦の酸素呼吸を抑制するために摂氏15.5度、湿度10から15%以下にする必要があり、害虫の被害も防止する必要があるが、地中海地域ではそれほど難しいことではなく、穀物倉庫に特殊な構造が実際に必要であつたか否かは分からぬ。

IV. 都市ローマでの穀物市場の販売と配給制度

穀物供給の最終段階である都市ローマで問題となるのは、穀物の市場価格、配給制度、穀物供給全体の監督の3点である。市場価格に関する史料は、価格の変動によつて何らかの影響が国家や市民にあつた時の記述であり極めて特殊な状況下のものである。よつて、穀物の通常時における市場価格の研究は困難なものである。さらに、残存した史料が地域的・時代的に偏在していることも理由の一つで

穀物配給制度 (frumentationes) はガイウス・グラックスによる穀物の安価な販売に始まった。これは一定量をローマ市民が通常の市場価格よりも安価に購入する事を認める法律であった。この法律価格は市場価格よりも安価だつたかは不明であるが、市場価格の半額程度だつたという説もある。

さらに、これに量の制限一人1ヶ月5モディウスが加わり紀元前58年にはP.クロディウスにより無料化された。この無料化に伴い奴隸解放が促進され受給者が増大した。

これは奴隸にとって解放後に無料の穀物供給受給者になる事で、解放された後も食糧確保の問題は無く、奴隸の主人にとっても奴隸を解放する事で食費等の経費削減が可能となつた。この様な状況から、紀元前78年には受給者数が4万人程度であったのが、紀元前46年の戸口調査によると受給者数は32万人となつていた。

この増大した受給者数を削減しようとカエサルは海外に植民市を建設しローマ市民8万人を送り出し、戸口調査や受給者台帳への登録を行つた結果、受給者数は15万人に減少した。

紀元前2年には、アウグストゥス帝による再調査が行われた。そこで判明した受給者数は20万人程度であつた。アウグストゥス帝は受給資格を厳格化し17歳以上のローマ市民男子、ローマでの在住 (domicilium)、これは異論のある説だが、元々ローマ人であること (origo) の3点を受給資格とした。これ以降、受給者数は15万人から20万人の間で推移していく。

紀元前22年の食糧不足に際して、アウグストゥス帝は穀物供給に

対する配慮 cura annonae の責任を引き受けると同時に穀物の配給に関して2名、後に4名からなる専門の公職者を設置した。この公職者の当初の名称は不明であるが、後に穀物配給担当官 (prefecti frumentidandi) と呼ばれた。

穀物供給全体に関して、紀元後8年～14年の間にアウグストゥス帝は新たな公職者「穀物供給長官」praefectus annonae を設置した。この公職者は皇帝が受けた cura annonae に関する業務を代理するものであり、公職者は通常、同僚制を取り複数が任命されたが、この公職では一名が任命された。実際の業務は、下僚である元老院身分公職者であるオステイアの財務官 (quaestor-Ostiensis) が行っていたが、紀元後44年にクラウディウス帝により cura annonae の責任が引き受けられると、騎士身分公職者であるオステイアの行政官 (procurator annonae, procurator portus) に取つて代わられた。これらの業務内容は、穀物供給全般の監督、監視、運搬業務の請負、後述する特権の付与であった。

V. 国家と商人の関

穀物供給全体には「商人」が関与した。これは、ローマは国家としての自前の穀物供給手段、特に穀物運搬に執拗な穀物運搬船を所有していないこと、属州における税としての穀物の徴収機構が不完全であつたことが原因であつた。

性格も共和政期と帝政期とでは異なり、共和政期においては属州

における徵稅業務や運搬を騎士や「商人」に依存した。帝政期においては徵收機構の整備、皇帝による各属州の土地所有が進み、皇帝自身が確保出来る穀物の量が増加したいとにより、徵稅請負人の役割は縮小し、代わりに *navicularii* や *negociatores* の活動が活発となつた。

この *negociatores* の活動範囲は多岐に渡り、この言葉は海外の商人の輸入業者、販売者又は場所を転々としながらある固有の商品の販売に従事する者にまで用いられた。

穀物供給に関しては商業活動を主に行う *negociatores* より、運搬業務を主な業務とする *navicularii* としての活動が重要になる。しかし、*navicularii* と同時に *negociatores* であるのは通常の事であり、両方を業務内容で区別するとは困難である。

この *navicularii* という用語は「船乗り」又は「船主」を意味し、あらゆる商品を持つて港を巡回した「商人」であり独立した「船主」でもあった。彼らは自己資本あるいは高利の海上貸付を用いて商品を売買し、ある時は他の商人に対して船の空間を賃貸するなどもあつた。

Navicularii や *negociatores* の業務でどの様な階級の者が携わつていたのかは不明であるが、帝政期のオステイア港の場合ではこの港の発達と共に急速に増加した被解放自由人 (*liberti*) によつて行われていた。

この被解放自由人の商業活動で問題となるのは、奴隸解放によって被解放自由人の自身の財産形成や他の経済活動を行うことが出来

たのかという事とどの程度元主人が被解放自由人に對して統制を加えたという事である。しかしこの事を明確にするのは難しい。

VI. 穀物供給に携わる人員確保について

穀物供給に対する国家の配慮について、藤澤氏は人員確保の面から述べている。紀元前67年に護民官 A.Gabinius は、ポンペイウスに対し穀物供給を混乱させる海賊掃討に関する非常事態大権を持つ軍事指揮権を与えるよう提案した。この法律により軍事指揮者には、3年間の全地中海と内陸74 km (400 stadia) までを含む沿岸全域の軍事指揮権が認められた。ポンペイウスは海賊討伐を3か月で終了させた。紀元前57年に再びポンペイウスに對して都市ローマの穀物供給に對処すべく執政官の P.Cornelius Lentulus Spinther と Q.Caecilius Metellus による立法によつて年間の全地中海における穀物供給に對する命令権 (omnis potestas rei frumentaria toto orbe terrarum) が与えられた。これは一定期間私的な穀物商人と契約し、穀物供給に關与した穀物商人、船乗りに對してローマ市民権を付与することを約束するものであつた。ポンペイウスはこれにより海運と農業の全てを手中に収め、主要地に武将や部下を派遣し自らもサルディニア、シチリア、アフリカなどを巡り穀物供給の任務を成功させた。

ティベリウス帝は紀元前19年にローマでの穀物価格が高騰した事に對して民衆に非難されると、穀物の小売価格を市場価格よりも安

価にし、商人に対して1モディウスに対してもHSの補償金を与えると約束した。しかし、商人（*negociatores*）に対する補償金はいれで、最初で最後であった。

クラウディウス帝はカエサルの政策を研究し穀物供給に細心の注意を払っていたが、相次ぐ凶作によつて食糧事情が逼迫し穀物価格が暴騰した時に民衆から罵詈雑言と共にパン屑を投げつけられた。このことから彼は弥縫策的手段ではなく長期に渡る改善策によつて食糧供給の不安定さを改善しようとした。具体的には、穀物供給を実際に行う人員と資材の確保のために行つた政策とオステイアでの新港建設を実施した。これは商人（*negociatores*）に対しては、嵐により損害を被つた場合にはその損害を自分の身に引き受けて一定の儲けを保障し、商船を建造する者（*naves mercaruriae causa fabricantibus*）に対しては、大きな特典をそれぞれの地位に応じて与えた。ローマ人（*civis*）に対しては、Lex Papia Poppaeaからの免除、ラテン人（*latinus*）に対しては、完全なローマ市民権であるius Quiritiumを付与するものであった。

この法律はローマ人には大きな意義を持たなかつたが、ラテン人にとっては大きな意味を持つた。というのも、アウグストゥス帝は無制限の奴隸解放はローマ市民の純粹性が失われるところであるラテン人の地位しか取得出来なかつた。

クラウディウス帝が述べたラテン人とはこの様な被解放自由人であり、完全なローマ市民権を与えることによりラテン人の多くが穀

物供給に関する商業活動に参入することになった。

VII. 被解放自由人の経済規模

藤澤氏は、穀物供給に携わった商人の人員確保をローマ市民権付与の他に都市における皇帝礼拝団である Augustales の制度からも検討している。

オステイアなどの都市において最も重要な階層は商工業、金融業を行つていて被解放自由人であり、商工業の発達した都市においては彼らが不可欠であった。また彼らは、土地を所有しており商工業、金融業で得た利益を土地に再投資し都市の領域内で大土地所有を行うようになった。

被解放自由人は、その経済規模から都市の上層部に属すべきであつたが、奴隸という出自といふ者の者に対する不信から紀元前24年以降から lex Visellia によって被解放自由人は都市の役人、都市参事会、都市の礼拝団から締め出された。

VIII. Augustales の団体

しかし、その所得の多さからしばしば都市参事会員に準じた扱いがされ、被解放自由人は独自の団体を結成した。この団体に属する者達は、皇帝礼拝という任務から、自らを（seviri）Augustales という称し、都市参事会員の‘ordo decurionum’に対しても‘ordo

Augustalium'を形成した。この団体は、経済活動と関係することから小規模な農業都市においては存在せず、イタリアと西方属州に限られた。構成員としては、被解放自由人が85～90%を占め、残りの10%は被解放自由人の息子を含む自由人(ingenui)が占めていた。具体的には、外見的な都市参事会員の職務標識(ornamenta decurionalia)が許可されていた。それは、権威の象徴である職杖(fasces)、随行員(lictores)、高級公職者の職務用の服である紺の縁取りをしたトガ(toga praetexta)が使用できる事であった。こうして外見的に Augustales の公的な政治的立場が保障される事になつた。

この職務の任期は基本的に1年であつたが何度も就任する事が可能であった。さらに、Augustales は任期後も Augustales の組合あるいはordo に執心所属していた。この制度は、アウグストゥス帝が pontifex maximus になった紀元前12年に南エトルリアの都市 Nepete で最初の Augustales が確認されており、オスティアでも紀元後11年以降 Augustales の存在が確認されている。

問題は、この Augustales の制度が Augustales 級の財産を所持していない被解放自由人に對して如何なる影響があつたのか、国家にとって Augustales の制度はどの様な意義があつたのかという事である。

前述の通りに被解放自由人は都市の指導者層から排除された事から、名譽欲を満たしてくれる特權的な Augustales は極めて魅力的であった。

この Augustales になるべく相当の財産を獲得するには商工業に從事するのが最も確実な方法であった。

IX. Augustales の義務と意義

Augustales は都市参事会員同様にその特權的地位に対し、各都市において経済的な義務を果たす必要があった。

おや、Augustales に入会した事に対しても何らかの顕彰

に對して、像の資金を払うかあるいは建立するか、さらに公共的な建設工事や行事に對する貸し付けを行つた。これにより各都市は公共施設の改築や市民の供給に必要な費用の大半を調達する事が出来た。また、Augustales に就任した際には、彼らによつて都市の金庫に summa honoraria が払い込まれ都市の金庫を潤した。Augustales は自分が受けた特權の代償として、都市とその市民に對し、多大の経済的負担を引き受け、都市とその市民はこの様な Augustales の気前の良さを期待していた。また都市の発展もこの制度によるものが大きかった。

しかし、D'Arms によるプテオリとオスティアからの Augustales の墓碑銘を検討してみると、両港の Augustales が商工業に關係していた事を示すものは僅かしかない。D'Arms による Augustales の研究ではプテオリからは33例、オスティアからは114例の Augustales が列挙されている。この内、現時点で確認できる墓碑

銘の殆どが Augustales のみの記述であり、職業あるいは同業者組合に関する記述は僅かであり、プテオリでは4例、オステイアでは16例しかない。この事から必ずしも Augustales の制度によつて被解放自由人がより多く商工業に参入したとは言えない。

藤澤氏は上記から、穀物供給で最も重要であつたプテオリやオスティアでの Augustales の制度の役割は、商業に参入する被解放自由人を増加させ、結果的に穀物供給業務を行う人員の確保であり、国家にとつて Augustales の制度は、被解放自由人が多く占めていた「商人」を国家に対する穀物供給に参入させ、皇帝礼拝によつて国家に忠誠を誓わせるのが目的だったのではないであろうかと推測している。

X. 参考文献

藤澤明寛「ローマ帝国下の穀物供給—Cura annonaeについて—」

早稲田大学西洋史研究会編『西洋史論叢』15、1993年、13—